

【 つ く ば 市 】

平成29年5月1日現在

高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成21年1月～

事業内容

市では、高齢者による交通事故防止対策のひとつとして、65歳以上の高齢者が自主的に運転免許の全部を返納した場合に、「つくバス・つくタク」の乗車券や交通安全グッズセットを進呈し、高齢者の自主的な運転免許返納の促進を図っている。

支援内容

- 「つくバス・つくタク」の乗車回数券
【返納時運転免許有効期間】乗車回数券
【1年未満】6,000円分 【1年以上2年未満】8,000円分 【2年以上】10,000円分
- 交通安全グッズセット（反射材など）

支援の条件、対象者等

支援対象者

平成21年1月1日以降に、つくば市に住民登録されている満年齢65歳以上の者のうち、全ての運転免許の自主返納した者。ただし、1人につき1回限り。

問い合わせ先・ホームページURL

つくば市役所建設部防犯交通安全課
☎029-883-1111（代）

<http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/14210/14223/003674.html>

高齢者運賃割引証の交付

事業開始：平成23年2月～

事業内容

つくば市で運行するコミュニティバス及び乗合タクシーを利用する際の料金を半額にする。

支援の条件、対象者等

つくば市に住民登録をされている65歳以上の者。

問い合わせ先・ホームページURL

つくば市役所都市計画部総合交通政策課
☎029-883-1111（代）

<http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/14271/14273/897/index.html>

高齢者タクシー利用料金助成事業

事業開始：平成21年4月～

事業内容

高齢者の外出支援及び社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的として、タクシーの初乗運賃を助成します。助成券は、市の協力事業所で利用できます。

支援の条件、対象者等

初乗運賃助成券12枚

対象者：以下のいずれかに該当になる方

- ①同一敷地内に親族その他の者が居住していない、65歳以上のひとり暮らしの方
- ②同一敷地内に親族その他の者が居住していない、70歳以上の高齢者だけでお住まいの方
- ③70歳以上で市民税非課税世帯の方

※入院・入所中の方、自家用車を所有かつ運転できる方は対象になりません。

問い合わせ先・ホームページURL

つくば市役所保健福祉部高齢福祉課

☎029-883-1111（代）

<http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/3500/4273/004812.html>